

商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針

令和2年5月14日

令和2年6月16日改訂

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくにあたり、今後、商店街において適切な感染症防止対策を講じる際のガイドラインとしてとりまとめた内容は次のとおり。（併せて、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020.5.4）／別添「新しい生活様式の実践例」を参考とする。）

○来客の皆様への注意喚起

- ① いわゆる咳エチケットや、マスクの着用など、感染症防止に向けて来客の皆様にも励行いただくよう依頼する。
- ② 仮に来客数が増大し密集状態が懸念される場合は適切な入場制限を行う。
- ③ 買い物時等には、適切な距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保していただくとともに、適切に換気を行うことや、対面時には、パーティションを設置するなどして感染防止に努める。
- ④ 電子決済の利用を推奨する。
- ⑤ 飲食店では持ち帰り等も活用する。

○商店街共用部（駐車場、トイレ、休憩スペース等）における感染防止

- ① 共有する物品（テーブル、いす等）や不特定多数が接触する場所については、定期的に消毒する。
- ② トイレについては、トイレの蓋を閉じて汚物を流すように表記することや、ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止する。
- ③ 屋内施設については、こまめな換気に努める。
- ④ ゴミの廃棄については、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗う。

○商店街イベント（お祭り、セール、抽選会等）における感染防止

- ・緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県（以下、「特定都道府県」という。）を所在とする商店街におけるイベント（商店街への来訪を伴わないものを除く）の実施については、比較的少人数が参加するイベント含め、都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応すること。
- ・特定都道府県以外の都道府県を所在とする商店街におけるイベントの実施については、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、「新しい生活様式」の実践や、適切な感染防止対策を講じること等の条件を満たすことにより可能である。ただし、当面の間、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。また、規模要件（人数上限）に関しては、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に準じること。

【イベント実施の条件】

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと
- ② 密閉空間での大声の発声、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策が講じられること

【イベント実施時の感染防止対策】

- ① 会場入口や受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 清掃、消毒、換気を徹底的に実施すること。
- ③ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。
- ④ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等をできるだけ避けるようにすること。
- ⑤ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないこと。
- ⑥ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とすること。
- ⑦ 最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫すること。
- ⑧ 三つの密が発生しやすい屋内でのイベントは極力実施しないこと。
- ⑨ イベント実施の時間を分散するなどして、混雑を避けること。

- ⑩ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ⑪ 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- ⑫ 食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ⑬ 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその者と濃厚接触がある方、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者とその者と濃厚接触のある方、その他感染の疑いが強い方は来場しないように参加者へ呼び掛けること。また、イベント参加前後における三つの密が生ずる交流の自粛を呼び掛けること。
- ⑮ イベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと。
- ⑯ イベントスタッフに対して、マスク着用や手指消毒を徹底すること。
- ⑰ イベントスタッフに対して、出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱等の症状がある場合には自宅待機等の対応を行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその者と濃厚接触がある方、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者とその者と濃厚接触のある方も自宅待機等の対応を行うこと。

このほか、商店街に属する各店舗において、添付した[小売業](#)や[飲食業](#)のガイドラインを含め、業種ごとのガイドラインがある場合には、その記載事項を踏まえて、適切に対応する。

なお、本方針は、6月16日時点での当面の対応であることから、今後の各地域の感染状況を踏まえて、随時見直していく。

以上

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成